

契約締結前交付書面 (重要事項説明書)

<交付者>

東京都千代田区丸の内二丁目 2番 1号

岸本ビルディング 10階

株式会社 EF インベストメント

この書面は、当社が電子申込型電子募集取扱業務等として私募の取扱いをする以下の概要のファンドの出資持分（以下「本出資持分」といいます。）を貴社（貴殿）が取得されるにあたり、そのリスクや留意点等の重要な事項を説明するために、金融商品取引法第37条の3第1項及び金融サービスの提供に関する法律第4条の規定に基づいてお渡しするものです。

また、この書面には、当社が第二種金融商品取引業協会「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」に基づいて貴社（貴殿）に提供すべき重要な情報も記載されています。

この書面の内容は大変重要ですので、あらかじめ十分にお読みいただいたうえ、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

金融商品取引法上の開示義務

本匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法上のみなし有価証券です。本みなし有価証券については、金融商品取引法上の開示は義務付けられていません。

【ファンドの概要】

ファンドの名称	RECrowd® 1号 十和田八斗沢ファンド
契 約 形 態	匿名組合契約（商法第535条）
営 業 者	合同会社 RECF 電子募集 1号
運 営 者	株式会社 EF インベストメント
出資対象事業の概要	太陽光発電事業
出 資 金 の 使 途	太陽光発電設備の購入・修繕等に係る資金、運営に伴う費用等（注1）
募 集 総 額	優先出資口 5,000,000 円、別途、募集する劣後出資口と併せて総額 10,500,000 円となります。
募 集 単 位	100,000 円／口
契 約 期 間	2026年3月1日～2026年12月31日
追 加 出 資 義 務	なし
借 入 等 に よ る レ バ レッジの有無及びその概要	なし（注2）
信 用 補 完 措 置	今回募集する優先出資口は、5,000,000 円であり、別途、募集する劣後出資口により信用補完措置が取られます。本出資契約

	が終了した時点で出資対象事業に係る財産が減じられる事象が発生した場合、劣後出資金額までの損失が負担されます。そのため、本優先出資口は出資契約が終了する時点で発生する損失に対するリスクが減じられます。
--	---

(注1) 営業者は、太陽光パネル(太陽電池モジュール)、パワーコンディショナー(直流の電気を交流に変換する装置)、架台等の太陽光発電所システム一式を建設するため、つなぎ資金として全額を運営者からの借入金により調達しております。営業者は、匿名組合出資金を受領後、当該太陽光発電所システムに係る借入金の返済を行う予定です。結果として匿名組合出資金の全額は、太陽光発電設備の購入・修繕等に係る資金、運営に伴う費用に充当されます。(太陽光発電所システム一式の詳細は、別紙事業計画書をご参照ください。)

(注2) 営業者は、太陽光発電事業について、本匿名組合契約による出資金及び営業者の資本金により、その一切の業務を行います。しかしながら、場合によっては、金融機関からの借り入れにより調達した資金により、業務を行う資金の充当をする場合も想定されます。例えば、損害賠償保険の保険金を超える大規模災害により資金が不足する場合に借り入れが想定されます。

貴社（貴殿）が上記営業者（以下「本営業者」といいます。）との間で締結しようとする契約は、貴社（貴殿）が一定の金銭を本営業者に出資又は拠出し、本営業者が当該金銭（以下「出資金」といいます。）を充てて行う出資対象事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を貴社（貴殿）に対して行うことを中心とするもの（以下「本出資契約」といいます。）です。

本出資契約には、次のような特性があります。

- ① 出資対象事業の概要は、上記のとおりです。
- ② 出資者は、出資金の実際の使途や収支の状況等について、本営業者から相対で入手する情報に基づいて出資者自身で判断する必要があります。
- ③ 出資対象事業の収益性について保証等がされているわけではありません。そのため、配当が当初の想定を下回り、又は配当額が0円となる可能性があります。
- ④ 出資金の返還について保証等がされているわけではありません。例えば、出資対象事業の財産の価格の下落や出資対象事業における損失の発生により本出資持分の元本が毀損し、出資金の返還額が減額となるか、又は返還額が0円となる可能性があります。
- ⑤ 匿名組合契約においては、匿名組合出資対象事業に係る権利及び義務は、全て本営業者に帰属するため、匿名組合員（出資者）は、本営業者の行為について第三者に対して何らの権利も有さず、匿名組合契約に従って、損益の分配のみを受けることができます。
- ⑥ また、出資対象事業の運営は、全て本営業者が行うことになっており、当該運営を匿名組合員（出資者）が自ら行い又は指図等により本営業者の意思決定に関与することはできません。したがって、出資対象事業の収益性は、本営業者及びその業務委託先（運営者を含みます。）の能力、経験、ノウハウ等に大きく依拠します。

貴社（貴殿）におかれましては、以上のような本出資契約の特性をよくご理解いただきた上で、本出資持分に対する投資を行うかどうかをご判断くださいますよう、お願い申し上げます。

- ・ 本出資持分の価値は出資対象事業の収益性に依存します。そのため、出資対象事業における事業上のリスクが現実化し、出資対象事業の収益性が悪化した場合には、本出資持分の元本が欠損し、又は配当が減少するといった損失が生じるほか、本出資持分の価値が下落することとなるおそれがあります。また、貴社（貴殿）が取得する本出資持分の価値が消失するなど、その価値が大きく失われるリスクがあります。
- ・ 本出資持分には、その譲渡に際して本営業者の書面による承諾を要するとの制限（譲渡制限）が付されています。そのため、貴社（貴殿）が本出資持分を取得された場合、当該持分の売買を行っても、権利の移転が発行者によって認められず、貴社（貴殿）の意図する時期や相手方に本出資持分を処分することができず、その結果、貴社（貴殿）に損失が生じる可能性があります。
- ・ 本出資契約において特に認められている場合を除き、本出資契約を中途解約することはできません。また、本出資持分については、取引所や売却市場が整備されておらず、一般的に流動性、換金性が著しく乏しいことから、希望する時期や価格で売却することができず、その結果、貴社（貴殿）に損失が生ずることとなるおそれがあります。

＜この書面において使用する用語の定義＞

分類	略称	内容
法令等	法	金融商品取引法
	金融サービス法	金融サービスの提供に関する法律
	業府令	金融商品取引業等に関する内閣府令
	事業型ファンド規則	第二種金融商品取引業協会「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」
	電子募集規則	電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則
その他	本営業者	本出資持分の発行者で、契約形態が商法第535条に規定する匿名組合契約である場合にはその営業者、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約である場合にはその無限責任組合員、民法第667条第1項に規定する組合契約である場合にはその業務執行組合員（契約形態が

		(これら以外である場合には、法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に関する出資対象事業の主体となる者)
出資者		本出資契約及び他の出資契約の契約当事者の一方で、これらの契約に基づいて一定の金銭を本営業者に出資又は拠出する者（貴社（貴殿）が本営業者と本出資契約を締結された場合には、貴社（貴殿）も出資者に含まれることとなります。）
本出資契約		貴社（貴殿）と本営業者との間で締結される出資であって、その主な内容は後記「本出資契約に関する事項」に記載のとおりです。
他の出資契約		出資者、出資金額、出資金の支払期日その他の技術的に異なる事項以外実質的に本出資契約と同内容の契約であって、本営業者を契約当事者の一方とするもの。
出資金		本出資契約及び他の出資契約に基づいて出資者から本営業者に出資又は拠出された金銭
出資割合		①本出資契約が組合契約又は投資事業有限責任組合契約以外である場合には、本出資契約及び他の出資契約に基づく出資金の総額に対する本出資契約に基づく出資金の割合（本出資契約において特に配当等の割合が定められている場合には当該割合）、 ②本出資契約が組合契約又は投資事業有限責任組合契約である場合には、本出資契約において定められる各出資者に対する配当等の割合
本出資持分		本出資契約に基づく権利義務及び契約上の地位
出資対象事業		本営業者が、本出資契約及び他の出資契約に基づいて出資者から出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業
本出資契約書		RE Crowd® 1号十和田八斗沢ファンド匿名組合契約約款

手数料等について

貴社（貴殿）が、本出資持分を取得された場合、以下の対価、報酬、手数料等をご負担いただすこととなります。

＜貴社（貴殿）が直接支払う必要のある手数料等＞

申込手数料	出資にあたって直接負担する手数料などはありません。
-------	---------------------------

譲渡手数料／相続手数料	<p>本出資持分を譲渡する場合には、本営業者の承認を得て、本営業者に対し、譲渡手数料として 5,000 円（消費税別）をお支払いいただきます。</p> <p>匿名組合員が死亡した場合、本匿名組合契約上の権利を相続するお客様は、相続手数料 5,000 円（消費税別）を本営業者にお支払いいただきます。</p> <p>その際の振込手数料、郵送料等、譲渡または相続に係るその他の費用は貴社（貴殿）のご負担となります。</p>
-------------	---

＜営業者が負担することにより貴社（貴殿）が間接的に負担することになる手数料等＞

私募の取扱報酬	当社による本出資持分の私募の取扱いに関し、貴社（貴殿）から当社に対して手数料や報酬をお支払いいただく必要はありません。但し、当社は、本出資持分の私募の取扱いについて、本営業者より 50,000 円（消費税別）の報酬を受領します。当該報酬は出資対象事業における費用として計上されますので、貴社（貴殿）は、間接的に当該報酬を負担することとなります。
運営者報酬	当社による本匿名組合の運営に関し、貴社（貴殿）から当社に対して手数料や報酬をお支払いいただく必要はありません。但し、当社は、本匿名組合の運営について、本営業者より運営者報酬として分配可能額の 5%（消費税別）の報酬を受領します。当該報酬は出資対象事業における費用として計上されますので、貴社（貴殿）は、間接的に当該報酬を負担されることとなります。
振込手数料	本営業者が貴社（貴殿）に収益配当や出資金の返還をする場合、貴社（貴殿）の指定する預金口座への振込みにより行われますが、その際の振込手数料は貴社（貴殿）のご負担となります。また、貴社（貴殿）が本営業者に出資金を払い込む際の振込手数料についても貴社（貴殿）のご負担となります。
出資対象事業の必要経費	本営業者は、次に掲げる費用その他の出資対象事業における必要経費を支払います。当該必要経費は発行者が負担するものであり、貴社（貴殿）に支払義務が生じるものではありませんが、これらの必要経費は出資対象事業における費用として計上されますので、貴社（貴殿）は、間接的に当該必要経費を負担することとなります。

	(1)本事業の遂行に関連して営業者が負担すべき費用 (2)本事業に関して発生する公租公課 (3)銀行手数料 (4)弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対する報酬及び顧問料 (5)本匿名組合に関して合理的に発生したその他の費用 (6)募集取扱報酬
--	--

(法第37条の3第1項第4号)

お取引に関するリスクについて

(1) 市場リスク

貴社（貴殿）が本出資持分を取得された場合、以下の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがあります。

指標	理由
営業者及びその投資先に係る信用リスク	<p>本匿名組合出資は、一定の利益の分配及び出資金の返還を保証しているものではありません。本匿名組合出資の一部あるいは全部に損失が生ずる可能性が存在します。本匿名組合は、営業者及びその投資先の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生じるおそれがあり、かかるリスクの概要は、以下の通りです。</p> <p>本匿名組合は、営業者の事業又は財産、信用状況の変化により損失が生じたり、資金の一部又は全額の回収ができない場合があります。</p> <p>本匿名組合にかかる財産の所有権はすべて営業者に帰属し、匿名組合員であるお客様はこれに関して持分又は所有権その他のいかなる権利も有しておらず、営業者に対して債権を有しているにすぎません。よって、営業者について、法的倒産手続が開始した場合には、お客様は他の一般債権者と同様の地位に立ち、その出資の一部又は全部が回収できないおそれがあります。</p> <p>上記のほか、本匿名組合への出資に関する主なリスクを下表に記します。但し、すべてのリスクを網羅するものではなく、各お客様は、自らの責任において、必要に応じ公認会計士又は税理士等の専門家に相談するなどして、本資料の記載事項その他の事情を慎重に検討した上で投資判断を行って下さい。</p> <p>なお、本資料中の「損失」等の文言は、匿名組合出資金の返還時等に現実に発生するものだけでなく、時価評価の対象である場合に発生する損失（評価損）も含みます。</p>
太陽電池モジュールの価格、設備・工事の調達価格の変動	太陽光発電事業を開拓するにあたり必要となる設備及びそれに伴う工事の調達価格は、原材料の国際市況、外国為替相場の動向等により変動し、業績に影響を受けるおそれがあります。

修繕・保守費用の変動	太陽光発電事業を展開するにあたり必要となる設備の修繕・保守費用は、保守業者の業績および財政状態により変動する可能性があります。それに伴い、業績に影響を受けるおそれがあります。
用地の地代等	太陽光発電事業を展開するにあたり必要となる用地の地代等は、諸物価その他経済事情、公租公課又は近隣の地代等の変動により変動する可能性があります。それに伴い、業績に影響を受けるおそれがあります。
天候不順等による日照不足	太陽光発電の事業では、自然のエネルギー源である日照を発電設備により電気に変換して売上を得ます。日照は、自然現象のため、時間、季節、年度によるばらつきがあります。また、太陽光発電量は、天候に左右され、日照時間の影響を受けます。これにより、本事業により供給するエネルギー量が減少するおそれがあります。
地震・津波等の自然災害の発生、発電機器の停止	地震、台風、干ばつ、火災などの自然災害や事故、及び戦争、テロといった人為的災害により投資対象の経済的価値が大きく毀損するおそれがあります。また、雷や電気的な故障等により、太陽光パネル(太陽電池モジュール)、パワーコンディショナー(直流の電気を交流に変換する装置)、系統連系(電力会社の電力系統に発電設備を接続すること)等の装置が停止する場合があります。不具合を取り除いたり、再起動したりすることで再稼働できることが多いですが、停止が長引いた時期は、発電量が減り、事業の売上が減少するおそれがあります。
電気事業者との間の売電契約・接続契約の解除	本事業における電力会社等への売電に関して、契約した電力会社等の契約不履行により、営業者は太陽光発電設備からの売電収入を得ることができず、本事業の売上が生じなくなるおそれがあります。
特定契約又は接続契約の中途解約の可能性	本事業では、電力会社等に対して売電を行い、売電収入及び投下資本の売却代金により回収を行います。売電契約に従い、営業者及び売電を行う電力会社が反社会的勢力等とならないことが求められています。仮に、営業者が反社会的勢力等に該当した場合、電力会社等より契約を解除される可能性があります。特に、お

	客様の中に反社会的勢力等に該当する方が存在した場合には、営業者も反社会的勢力等に該当することになるため、上記各契約を解除されるおそれがあります。その結果、太陽光発電設備より発電された電力を電力会社等に対し売電できなくなるおそれがあります。
電気事業者等からの出力抑制の要請	電気事業者等の接続契約の内容として、その電力系統の運営のため、一定の場合には電気事業者等の要請に従い発電事業者は発電設備の電力抑制をすること、及びかかる出力抑制に関し、発電事業者は電気事業者に補償措置を求めないこととすることを認めていたため、仮に電力会社がかかる出力要請を営業者に対して求めた場合には、営業者は抑制した分の電力につき売電収入を得ること、及び補償を受けることができません。その結果、本事業の売上が減少するおそれがあります。
売電料金の回収不能の可能性	本事業では、電力会社等のみに対して売電を行い、電力会社等のみから売電収入を得ます。電力会社等について、財務状況の悪化や倒産その他の信用不安があった場合、これらにより料金回収が滞り、または回収不能となり、本事業の売上が減少するおそれがあります。
太陽光発電設備の流動性の低さ	わが国において太陽光発電設備の建設数が増加したのは2012年の固定価格買取制度導入以降であり、営業者による取得に適する太陽光発電設備等の数は未だ限られています。 また、太陽光発電設備等の取引市場が形成途上であること等のため、営業者が太陽光発電設備等を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格や時期、その他の条件で処分できない可能性もあります。 更に、再エネ発電設備に適用される法令又は契約上の制限により、営業者による再エネ発電設備の処分が妨げられる可能性もあり、かかる制限の結果、営業者が追加の費用を負担する可能性や、投資採算の観点から希望した価格や時期、その他の条件で処分できない可能性もあります。
本営業者が複数の匿名組合の営業者を兼ねることによ	本営業者は、複数の匿名組合の営業者を兼ねる可能性があります。そのため、本営業者について法的倒産手続き

るリスク	が開始した場合、本匿名組合のお客様の資金が、本営業者のすべての債権者（他の匿名組合の事業に係る債権者を含む。）の引当財産に含まれる可能性があり、この場合、貴社（貴殿）に返還すべき出資金元本額及び分配金について、欠損が生じるおそれがあります。
保守メンテナンス委託先のサービスの変化の可能性	太陽光発電設備の管理・運営は、保守メンテナンス委託先の能力・経験に大きく依存し、売電収入に影響を与えます。保守メンテナンス委託先が太陽光発電設備等を適切に管理・運営しない場合、売電収入が減少する可能性があります。このため、保守メンテナンス先の能力・経験が十分であることが必要となります、保守メンテナンス委託先における人的・財産的基盤が将来にわたって維持されないおそれがあります。
経営判断の悪化の可能性	本匿名組合では、匿名組合員が運営に関して介入する権限がないこともあります、営業者が適切な経営判断をすることが健全な運営に当然必要な前提となります。したがって、営業者が本匿名組合の利益を損ねるような経営判断をした場合、営業者が本匿名組合の義務を履行しない場合などには、お客様への利益分配と元本返還に支障が生じることが考えられます。

(法第37条の3 第1項第5号・業府令第82条第3号、金融サービス法第4条第1項第1号)

(2) 信用リスク

貴社（貴殿）が本出資持分を取得された場合、以下に掲げる者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがあります。

当該者	理由
本営業者	本営業者の信用状況の悪化、債務不履行又は破産手続その他の法的倒産手続の開始等により、出資対象事業の継続が不可能又は困難となり、その収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、本営業者について破産手続その他の法的倒産手続が開始された場合、出資対象事業に属する財産が本営業者の一般財産であると評価され、本営業者に対する一般債権者の引当財産とされることにより、出資者に対する出資金の返還に悪影響を及

	ぼすおそれがあります。
運営者	本営業者から出資対象事業に関する業務の委託を受ける運営者の信用状況の悪化、債務不履行又は破産手続その他の法的倒産手続の開始等により、出資対象事業の継続が不可能又は困難となり、その収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。
出資対象事業に属する金銭の運用先	出資対象事業に属する金銭の預入先金融機関等の信用状況の変化により、出資対象事業の収益の減少又は元本の欠損が生じることがあります。
電力事業者（電力会社）／EPC（太陽光発電所の建設営業者）／太陽電池モジュールのメーカー／O&M 業者（維持運営営業者）／保険会社	本営業者から出資対象事業に関する業務の委託を受ける左記協力業者等の信用状況の悪化、債務不履行又は破産手続その他の法的倒産手続の開始等により、出資対象事業の継続が不可能又は困難となり、その収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。
本営業者と運営者との利益相反の可能性	<p>本匿名組合契約では、分別管理（本匿名組合に関する財産を区分して経理し、本匿名組合の金銭であることがその名義により明らかとなるように預金口座の管理を目的とします。）の徹底、並びに事業等の状況に係る情報提供及び事業全体のモニタリング（①分別管理の状況、②営業者等の財務状況、③出資対象事業全体の進捗状況の適正さについてモニタリングを行います。）を円滑に行うことを目的として、本営業者は運営者（私募取扱業者を兼務しています。）と「私募の取扱い等に関する契約」を締結しています。</p> <p>一方、利益相反が問題となる状況が生じる可能性があります。例えば、本営業者と運営者（または運営者と利害関係のある者）とが、特定の資産の取得、賃貸借、管理運営、処分等に関して競合する可能性がある場合、並びに運営者が本営業者との間で取引等を行う場合、自己の利益のために本匿名組合の組合員である貴社（貴殿）の利益に反する行為が行われる可能性があり、その場合には、貴社（貴殿）に損害が発生する可能性があります。営業者は、事業を行うための資金を調達するため、運営者からつなぎ資金の借入を行っています。借入金の利息支払い等で利益相反の関係にあります。</p>

(3) 匿名組合員の立場が制限されるリスク

貴社（貴殿）が本出資持分を取得された場合、以下に掲げる他の一般的な有価証券と比較しての匿名組合員の立場が制限されるリスクを直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがあります。

指標	理由
出資金の流動性	本匿名組合は、他の一般的な有価証券のような取引市場がなく、売買を自由にすることできません。また、本匿名組合契約は原則譲渡をすることができません。但し、譲渡を希望する貴社（貴殿）がやむを得ない場合で、かつ営業者が承認した場合に限り、お客様が譲渡手数料（5,000円（消費税別途））を、別途、私募取扱業者にお支払い頂くことで譲渡が可能となります。
投資運用への影響力	貴社（貴殿）は、投資対象や運用方法について、投資判断、承認等の関与を行うことができません。貴社（貴殿）は、営業者の投資判断をご信任頂く必要があります。
投資や運用判断に関与できないこと	貴社（貴殿）は、営業者の判断（意思決定）や職務執行に関与するべく影響力を行使しようと思った場合であっても、それを行う権限や有効な手段がありません。
債務の不履行に関する事項	本営業者及び貴社（貴殿）は、相手方が本匿名組合契約に違反し、その違反に基づき損害を被った場合には、その損害額について賠償を求めることができます。

（業府令第82条第5号、金融サービス法第4条第1項第3号）

申込みの撤回および契約の解除（クーリング・オフ）の適用の有無

(業府令第 82 条第 9 号、業府令第 83 条第 1 項第 6 号へ、記載順序及び枠につき業府令第 79 条第 2 項)

本匿名組合契約は、金商法第 37 条の 6 の規定に基づく書面による契約の解除の適用はありません。

しかしながら、貴社（貴殿）が当ウェブサイトにて本匿名組合契約の申込みをした日(以下、「申込日」といいます。)から起算して 8 日以内の間に限り、以下の方法により当該申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

申込日から起算して 9 日目以降は、貴社（貴殿）の都合による申込みの撤回または契約の解除はできませんので、ご注意ください。

当該契約の申込みの撤回または解除の場合は、原則として、貴社（貴殿）ご自身が、登録された電子メールとパスワードで当ウェブサイトにログインし、お客様専用のページ(以下、「マイページ」といいます。)の「現在申込み中の商品」一覧にて取消ボタンを押してください。

(または、例外として、貴社（貴殿）が契約解除の受付期間に当ウェブサイトに登録の電子メールから「申込みの撤回の申し出」または「契約の解除の申し出」の旨、「氏名」、「解約商品名」および「金額」を、株式会社 EF インベストメントの電子メールアドレス宛(cs@recf.jp)に送付し通知することで、当該契約の解除を行うことができます。)

本営業者は、当該契約の解除時に貴社（貴殿）より既に受け入れた金銭があるときは、当該金銭を無利息にて本匿名組合契約の申込みの撤回または解除後 30 日以内に貴社（貴殿）が登録された金融機関の口座に返還すれば足り、これ以外のいかなる責任も負わないものとします。なお、当該金銭の返還にかかる振込手数料については貴社（貴殿）の負担とします。

当社の概要

金融商品取引業者	
取引態様	私募の取扱い
商号	株式会社 EF インベストメント
登録番号	関東財務局長（金商）第 2474 号
本店所在地	〒101-0021 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
代表者	代表取締役 渡邊 寿
設立年月日	2010 年 5 月
資本金	1 億円
主な事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第二種金融商品取引業 2. 投資助言・代理業 3. コンサルティング業務 4. 市場動向等に関する情報提供 5. 上記に付帯関連する一切の業務
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	<p>金融商品取引法の規定に基づく第二種金融商品取引業ならびに助言代理業で、次の内容です。</p> <p>集団投資スキーム出資持分の私募の取扱い 投資助言</p>
連絡方法	<p>E メール cs@reclf.jp (年末年始・土日祝日を除く平日 10:00-17:00)</p> <p>※ 当社は、加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会の定めにより、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券及びその発行者に関するお客様からの照会に対して、電話又は訪問の方法により回答することができません。当ウェブサイトの「お問い合わせ」から当社にご連絡ください。</p>
加入協会	<p>一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会</p>
認定投資者保護団体	ありません。
指定紛争解決機関又は苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	<p>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター ＊電話：0120-64-5005 ＊受付時間：土日祝日・年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く 9:00～17:00</p>

（法第 37 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、業府令第 82 条第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 15 号）

本出資契約に関する事項

本出資持分の名称	RECrowd® 1号 十和田八斗沢ファンド	
営業者	住所	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビル10階
	氏名 又は名称	合同会社 RECF 電子募集1号
本出資持分の契約形態	匿名組合契約（商法第535条）	
本出資契約の申込みに 関する事項	<p>①申込期間 2026年2月3日～2026年2月16日</p> <p>②申込方法</p> <p>(1) 申込取扱場所 ウェブサイト『RECrowd®』 (https://www.recf.jp) 当ウェブサイトは、株式会社 EF インベストメント(本店所在：東京都千代田区丸の内二丁目2番1号)が運営しています。</p> <p>(2) 申込の方法、その他申込等に関し必要な事項 お客様ご自身が、申込期間内に登録された電子メールとパスワードで当ウェブサイト『RECrowd®』 (https://www.recf.jp/)にログインし、本匿名組合契約の概要および契約締結前交付書面を熟読し、その内容を理解した上で、出資金額をマイページの所定の画面に入力し、本匿名組合契約の申込みを行うものとします。</p>	
出資対象事業	青森県十和田市八斗沢における太陽光発電事業	
出資金の用途	太陽光発電設備の購入資金、太陽光発電設備を設置する土地の利用権を取得するための費用、運営に係る費用等。尚、太陽光発電所システム一式を建設するため、営業者はつなぎ資金として全額を運営者からの借入金により調達しております。営業者は、匿名組合出資金を受領後、当該太陽光発電所システムに係る借入金の返済を行う予定です。結果として匿名組合出資金の全額は、太陽光発電設備の購入・修繕等に係る資金、運営に伴う費用に充当されます。（詳細は、匿名組合契約約款第4条の本事業をご参照ください）	
出資金総額	優先出資口 5,000,000 円（1 口あたり 100,000 円、合計 50 口）と劣後出資口を合わせて、総額 10,500,000 円（1 口あたり 100,000 円、合計 105 口）	
出資金の払込みに関する事項	<p>(1) 優先出資口の払込みの期限：2026年2月26日</p> <p>(2) 払込みの方法：出資金専用管理口座への振込み 目標募集額に到達した段階で、購入の申込みをしたお客様に対して、振込先口座を電子メールでご連絡して入金を依頼いたします。</p>	
契約期間	2026年3月1日～2026年12月31日	
本出資持分	出資者は、本営業者から事前に書面による承諾を受けた場合を除き、原則と	

の 譲 渡 制 限	<p>して、出資対象事業持分を含む本匿名組合契約にかかる契約上の地位、権利または義務を第三者に譲渡すること、担保に供すること、またはその他の処分をすること（以下、「譲渡等」といいます。）ができないものとします。</p> <p>但し、匿名組合員は、やむを得ない場合かつ営業者が承認した場合、譲渡手数料 5,000 円（消費税別途）を営業者に支払いいただくことにより、本匿名組合契約上の地位を譲渡することが認められます（かかる場合であっても、本匿名組合契約上の地位並びに本匿名組合契約に基づく権利及び義務の一部のみについて譲渡等を行うことはできません。）。匿名組合員が死亡した場合、匿名組合員の相続人は、営業者が定めた書面及び必要書類を添付の上、相続手数料 5,000 円（消費税別途）を営業者に支払うことにより、本匿名組合契約上の地位を承継することができます。</p>	
本出資持分に係る解約又は脱退に関する事項	解約又は脱退の可否	出資者は、やむを得ない事由があるとき、および、本匿名組合契約に特段の定めがある場合（クーリングオフ、死亡）を除き、契約期間中において、本匿名組合契約を中途解約することはできません。
	解約又は脱退により行われる本出資持分に係る財産の分配に係る金銭の額の計算方法、支払方法及び支払予定日	<p>(クーリング・オフの場合) 本営業者は、本匿名組合の出資者から支払われた出資金を、無利息にて、本匿名組合契約の解除後 30 日以内に、振込手数料を控除した上、本匿名組合の出資者が登録された金融機関口座に返還するものとします。</p> <p>(上記以外の場合) 本営業者は、本匿名組合契約終了日の 3 ヶ月後の応当日の属する月の末日（以下、「返還日」といいます。）までに、本匿名組合契約の終了日における出資金残高（但し、本匿名組合契約に基づき本匿名組合の出資者が負担すべき繰越損失がある場合は、その額を控除した残額）および未払いの現金分配の合計額を、本匿名組合の出資者が登録された金融機関口座に振り込むものとしま</p>

		す。但し、本営業者は、返還日までの間に、本事業に係る財産（以下、「営業財産」といいます。）の処分または評価を行うことができるものとし、当該営業財産の処分または評価によって損失が生じたときは、当該損失のうち本匿名組合の出資者が負担すべき額を出資比率に応じて算出し、これを出資金残高から控除するものとします。
	解約又は脱退に係る手数料	該当事項なし
出資者の権利及び責任の範囲に関する事項	出資対象事業に係る財産に対する顧客の監視権の有無及び顧客が当該監視権を有する場合にあっては、その内容	出資者は、商法第539条に基づく本営業者の業務及び財産の状況の検査権、その他本出資契約に定める権利を有します。
	出資対象事業に係る財産の所有関係	出資対象事業に係る財産は、本営業者に帰属します。
	出資者の第三者に対する責任の範囲	出資者の責任は本営業者に対する出資責任に限定されており、第三者に対して直接責任を負うことはありません。
	出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合の出資者の損失分担に関する事項	出資対象事業に係る財産が損失により減じた場合、出資金の限度で出資者に損失が分配されます。
	本出資持分の内容	本出資契約（匿名組合契約）に基づく権利義務及び契約上の地位
本出資契約の終了事由	本出資契約は、次に掲げる場合に終了することとされています。 (1) 契約期間が満了したとき (2) 本匿名組合契約が解除されたとき (3) 出資金がすべて返還されたとき (4) 契約期間が満了する前であっても、営業者が差押、仮差押、滞納処分による差押を受けた場合には、本匿名組合契約は終了します。なお、終了にあたっては、その理由を明らかにした上で、本営業者は本匿名組合契約を終了する旨を本匿名組合員に対して通知します	
違約金又は損害賠償の予定	該当なし	
追加出資義務	<input checked="" type="checkbox"/> なし	

	<input type="checkbox"/> あり []
借入れ等による レバレッジの有無 及びその概要	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり []
信用補完措置	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり〔今回募集する優先出資口は、5,000,000円であり、別途、募集する劣後出資口により信用補完措置が取られます。本出資契約が終了した時点での出資対象事業に係る財産が減じられる事象が発生した場合、劣後出資金額までの損失が負担されます。そのため、本優先出資口は出資契約が終了する時点で発生する損失に対するリスクが減じられます。〕
事業等の状況に係る情報提供	本営業者は、計算期間ごとに、電子募集規則に定める情報提供をウェブサイト『RE Crowd®』(https://www.recf.jp)に掲示します。
その他の重要事項	

(法第37条の3 第1項第3号、第83条第1項第1号、業府令第82条第8号、
第87条第1項第1号、金融サービス法第4条第1項第7号、電子募集規則第3条)

本出資契約に関する電子募集取扱業務に係る取引に関する事項

当該有価証券の発行者 の商号、名称又は氏名 及び住所	合同会社 RECF 電子募集 1号 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビル10階	
当該有価証券の発行者 が法人であるときは、 代表者の氏名	代表社員 一般社団法人 地球温暖化防止協会 職務執行者 山室 裕幸	
当該有価証券の発行者 の事業計画の内容及び 資金使途	別紙参照	
電子申込型電子募集取扱業務等の場合にあつては、次に掲げる事項	申込期間	2026年2月3日～2026年2月16日まで（先着順による受付。申込が最大出資総額に達した場合は申込期間満了前に終了する場合があります。申込が最大出資総額に達しない場合は申込期間を延長する場合があります。）
	目標募集額	5,000,000円
	当該有価証券の取得に係る応募額が目標募集額を下回る場合及び上回る場	最低成立金額に到達しなかった場合における当該応募額の取扱いの方法

	<p>合における当該応募額の取扱いの方法</p> <p>募集の取扱期間の終了日において、出資申込総額が最低成立金額に到達しなかった場合または到達しないことが明らかであると営業者が合理的に判断した場合は、営業者は、その裁量において、当該申込者による本匿名組合契約の申込みに承諾して本匿名組合契約を成立させるかどうかを決定し、私募取扱業者は当該決定の内容を申込者に通知するものとします。</p> <p>最低成立金額を超過した場合における当該応募額の取扱いの方法</p> <p>本匿名組合契約締結のお申込みは、出資申込総額が最低成立金額を超過した場合、当該合計額が募集総額以下の場合のみ受付けるものとし、申込先着順で受けたお申込みにより締結された他の匿名組合契約に基づく出資金の合計額が、募集総額に達した段階で募集終了とします。申込先着順とは、お客様が当ウェブサイト上で本匿名組合契約に係るお申込み内容の入力を行い、その内容を確認の上送信した後、私募取扱業者が当該内容を同社の電算システムにおいて受信した順番になります。本匿名組合契約の申込みの時点において、出資申込総額が募集総額に達していた場合は、本匿名組合契約は成立しないものとし、私募取扱業者はその旨を申込者に通知するものとします。</p>
	<p>当該有価証券の取得に係る応募代金の管理方法</p> <p>営業者は、匿名組合財産である金銭を、営業者名義の金融機関口座(以下、「匿名組合出資金管理口座」といいます。)にて分別管理します。営業者は、お客様からの資金および財産と、営業者固有の資金および財産とを金商法第40条の3及び業府令第125条に従って、分別して管理いたします。また、その分別管理の状況を、私募取扱業者が銀行預金通帳等により各決算期末日(各年度の計算期間の終了日)より3ヶ月以内にモニタリングいたします。ただし、募集時</p>

	<p>には、営業者は出資金を受領していませんので、分別管理の対象となる財産はありません。</p> <p>具体的には、私募取扱業者は、営業者及びその監査部署と十分な意思の疎通を図り、以下をモニタリングします。私募取扱業者は、継続的に収集した情報の分析を行い、営業者へのモニタリングを通じて把握した問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につながるように努めます。</p> <p>(1)私募取扱業者は、各決算期終了後に貸借対照表及び損益計算書を作成します。</p> <p>(2)私募取扱業者は、本匿名組合契約に関する出資金専用の保管金融機関口座が開設されていることを確認します。</p> <p>(3)私募取扱業者は、営業者が銀行口座の通帳等により出資金と他の事業に係る財産と分別されて正しく管理されることを確認します。また、私募取扱業者は、通帳等により各顧客の投資額が直ちに判別できるよう管理されていることを確認します。</p> <p>(4)万一、営業者が顧客資産を流用する等顧客資産の分別管理が不十分だと結論付けられる場合、私募取扱業者は直ちに本匿名組合契約の販売を停止し、その情報を投資家に伝達し善後策を協議します。その場合、私募取扱業者は直ちに当局に連絡します。</p> <p>匿名組合出資金管理口座： 金融機関：GMO あおぞらネット銀行第二法人営業部 口座：普通 1870150 口座名義：合同会社 RECF 電子募集 1 号出資金専用管理口座</p>
業府令第 70 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する措置の	私募取扱業者は、本匿名組合契約の組成に関し本営業者の財務状況、事業計画の内容及び資金

	<p>概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要</p>	<p>使途その他電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項に関し、私募取扱業者において適切な審査(最低成立金額が本営業者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。)を行い、本匿名組合契約の私募の取扱いを行うことを妥当と判断しました。</p> <p>但し、上記は出資対象事業の事業計画の実現を保証するものではありません。なお、本営業者に関する審査項目は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業等の実在性 ・資金調達者としての適格性 ・財政状態及び経営成績 ・事業等の計画及び見通し ・事業等のリスクに関する検討 ・調達資金の額、その使途 ・発行者と出資者との間の利害関係の状況 ・経理の状況（分別管理の状況を含む。） ・過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況 ・適切な情報提供を行う体制 ・その他必要と認める事項
	<p>電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項</p>	<p>本匿名組合契約は、金商法第37条の6の規定に基づく書面による契約の解除の適用はありません。</p> <p>しかしながら、お客様が当ウェブサイトにて本匿名組合契約の申込みをした日(以下、「申込日」といいます。)から起算して8日以内の間に限り、当該申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。申込日から起算して9日目以降は、お客様の都合による申込みの撤回または契約の解除はできませんので、ご注意ください。</p> <p>当該契約の申込みの撤回または解除の場合は、</p>

	<p>原則として、お客様ご自身が、登録された電子メールとパスワードで当ウェブサイトにログインし、お客様専用のページ(以下、「マイページ」といいます。)の「現在申込み中の商品」一覧にて取消ボタンを押してください。</p> <p>(または、例外として、お客様が契約解除の受付期間に当ウェブサイトに登録の電子メールから「申込みの撤回の申し出」または「契約の解除の申し出」の旨、「氏名」、「解約商品名」および「金額」を、株式会社 EF インベストメントの電子メールアドレス宛(cs@repcf.jp)に送付し通知することで、当該契約の解除を行うことができます。)</p> <p>営業者は、当該契約の解除時にお客様より既に受け入れた金銭があるときは、当該金銭を無利息にて本匿名組合契約の申込みの撤回または解除後 30 日以内にお客様が登録された金融機関の口座に返還すれば足り、これ以外のいかなる責任も負わないものとします。なお、当該金銭の返還にかかる振込手数料についてはお客様の負担とします。</p>
	<p>当該有価証券の取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項</p>

(業府令第 83 条第 1 項第 3 号から第 6 号)

事業等の状況に係る情報提供の方法

事業等の状況に係る情報は、当社が本営業者の委託を受けて出資者に提供します。提供の方法は、当社ウェブサイトからダウンロードする方法とします。

本出資契約に関する租税の概要

匿名組合は、所得税及び法人税の取扱いにおいて、いわゆるパススルー性（団体としての課税を免れる性格）を有しています。すなわち、出資対象事業から生ずる匿名組合員に帰属すべき損益は、本営業者において課税されることなく、匿名組合員に分配されます。なお、本営業者が匿名組合員に分配する利益の額は、本営業者の出資対象事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入します。また、法人税法上、匿名組合員は、匿名組合に生じた損益を当該損益に係る計算期間の末日において、自己の益金又は損金として計上することができます（但し、匿名組合に生じた損失は、匿名組合員の出資金を限度として、匿名組合員に分配することになります。）。

本出資契約における本営業者からの利益の分配としての金銭の分配については、20.42%の源泉所得税（復興特別所得税を含みます。但し、令和19年まで。それ以降は復興特別所得税を含まず20.00%。）が課されます。当該徴収された源泉所得税は、貴社（貴殿）の確定申告において算出された所得税又は法人税の額から控除又は控除しきれない場合には当該控除しきれない金額が還付されます。

なお、税法又は通達の改正により上記の内容が変更される可能性があります。また、具体的な課税関係につきましては、必ず貴社（貴殿）の税理士にご相談ください。

（業府令第82条第7号）

出資対象事業の運営に関する事項

出資対象事業の内容及び運営の方針	本営業者は、出資対象事業として、青森県十和田市八斗沢所在の太陽光発電設備により太陽光発電事業を行います。 本営業者は、 ①太陽光発電設備を設置するための土地並びに送電線及び送電線支持物を設置するための土地について、賃借権、地上権又は地役権により利用権を取得し、 ②持ち主との間で太陽光発電設備を購入し ③太陽光発電設備により発生する再生可能エネルギー電気を電気事業者その他の者に売電します。 また、本営業者は、出資対象事業の全般的運営を株式会社EFインベストメント（以下「運営者」といいます。）に、太陽光発電設備の保守管理をS-Energy Japan株式会社に委託する予定です。
組織、内部規則、出資対象事業に関する意思決定に係る手続その他の出資対象事業の運営体制に関する事項	本営業者は、出資対象事業を行うことのみを目的とする特別目的会社（いわゆるSPC）であり、内部組織を有しません。 また、定款のほかには内部規則はありません。 本営業者による出資対象事業に関する意思決定は、本運営者

	の助言に基づいて代表社員の職務執行者が行います。
本出資持分の発行者の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容	本出資持分の発行者は、合同会社 RECF 電子募集 1 号です。同社は、出資対象事業の契約主体となり、運営者の助言に基づいて出資対象事業を遂行します。
出資対象事業の運営を行う者の商号、名称又は氏名（運営者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）、役割及び関係業務の内容	<p>(出資対象事業の全般的運営) 株式会社 EF インベストメント。同社は、本営業者から業務委託を受けて出資対象事業の全般的運営を行うほか、本営業者に対して必要な助言を行います。</p> <p>(太陽光発電設備の保守管理) S-Energy Japan 株式会社。同社は、本営業者から業務委託を受けて太陽光発電設備の保守管理業務を行います。</p>
(出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業である場合) 当該有価証券（上位 30 位まで）の発行者（当該発行者（業府令第 74 条第 2 項に規定する投資信託受益権等の発行者に限る。）が他の有価証券に対する投資を行う場合における当該他の有価証券は、当該有価証券とみなす。）の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容	該当なし
(出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業である場合) 本出資持分の発行者又は上記有価証券の発行者から金銭その他の財産の運用又は保管の委託を受ける者（再委託を受ける者を含む。）の商号、名称又は氏名、役割及び関係業務の内容（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）	該当なし
出資対象事業から生ずる収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配の方針	本営業者は、一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、出資対象事業により各計算期間中に生じた利益又は損失を当該計算期間の末日の経過後 60 日以内に確定させ、当該利益又は損失を出資者に分配します。

	本営業者は、本出資契約の定めるところに従い、計算期間の末日の経過後 60 日以内に、その時点における出資対象事業に帰属する金銭から本営業者が必要と判断する留保額を控除した残額を、出資割合に応じて出資者に分配します。また、契約期間の満了その他の本出資契約に定める事由が生じた場合には、出資対象事業を清算し、残余財産を出資割合に応じて出資者に分配します。
事業年度、計算期間その他これに類する期間	事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までです。 出資対象事業の損益の計算期間（決算期）は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までです。
出資対象事業に係る手数料等の徴収方法及び租税に関する事項	<p>(出資対象事業に係る手数料等の徴収方法)</p> <p>出資対象事業に係る手数料等の徴収の方法は以下のとおりです。</p> <p>①出資金：以下の本営業者名義の預金口座に振込送金する方法によりお支払いいただきます。</p> <p>匿名組合出資金管理口座 金融機関：GMO あおぞらネット銀行第二法人営業部 口 座：普通 1870150 口座名義：合同会社 RECF 電子募集 1 号出資金専用管理口座</p> <p>②私募の取扱報酬：当社と本営業者との間で締結された私募取扱の委託契約に基づき、出資者から出資された金銭又は出資対象事業に係る収入その他の出資対象事業に属する財産（以下「本出資財産」といいます。）から、当社に支払われます。</p> <p>③振込手数料：本営業者が出資者に対して配当等を行う際に、本出資財産から銀行に支払われます。</p> <p>④運営者報酬：当社と本営業者との間で締結されたアセット・マネジメント契約に基づき、本出資財産から、当社に支払われます。</p> <p>⑤出資対象事業の必要経費：本出資財産から各必要経費の支払先に対して支払われます。</p> <p>(出資対象事業に係る手数料等の租税に関する事項)</p> <p>手数料等については、消費税及び地方消費税が課税されますので、本営業者は、当該手数料等の支払に際し、消費税及び地方消費税相当額を負担します。</p>
分別管理の方法	本営業者は、本出資契約に基づいて出資者から出資を受けた

	金銭を、以下の銀行口座への預金により分別管理します。 匿名組合出資金管理口座 金融機関：GMO あおぞらネット銀行第二法人営業部 口 座：普通 1870150 口座名義：合同会社 RECF 電子募集 1 号出資金専用管理口座
--	--

(業府令第 87 条第 1 項第 2 号)

出資対象事業の事業計画の概要

出資対象事業の計画の概要は、次のとおりです。

※ 本計画は、運用開始後の事業状況によって、想定どおりに推移しない場合があります。

(予想) 単位：千円	第 1 期 (2026 年 3 月 1 日～2026 年 12 月 31 日)
売上高 (売電収入)	899
売上高 (設備売却)	11,200
売上原価 (設備購入代)	10,118
販売管理費	532
運営関係費用	700
経常損益	749
純損益	749
優先出資分配額	188
劣後出資分配額	561
優先出資利回り (年率)	4.5%
劣後出資利回り (年率)	12.2%

出資対象事業の経理に関する事項

貸借対照表及び損益計算書	該当なし（最初の計算期間が経過していないため）
出資持分の総額	10,500,000 円
発行済みの出資持分の総数	0 口（2025 年 12 月末現在）
配当等に関する事項	該当なし（最初の計算期間が経過していないため） なお、各計算期間の経過後は、当該各計算期間に生じた収益から本営業者が合理的に必要と判断する留保額を控除した残高に、出資者の出資比率を乗じた金額を配当します。
配当等の支払方法	出資者の指定する銀行口座に振り込む方法
出資対象事業に係る財産の分配が契約期間の末日以前に行われる場合にあっては、当該分配に係る金銭の支払方法	原則として契約期間の末日前における出資金の返還は行われません。 但し、出資者に分配した利益以上の金銭を支払う場合には、利益を超える部分は出資金の返還とみなされることになります。
配当等に対する課税方法及び税率	上記「本出資契約に関する租税の概要」をご参照ください。

総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額	該当なし（最初の計算期間が経過していないため）
出資持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額	該当なし（最初の計算期間が経過していないため）
自己資本比率及び自己資本利益率	該当なし（最初の計算期間が経過していないため）
（出資対象事業が有価証券に対する投資を行う事業である場合）当該有価証券に関する事項	発行地又は金融商品取引所その他これに準ずるものが所在する地域ごとの銘柄、当該有価証券が株券である場合にあっては、当該株券の発行者の業種、数量、金額（簿価の総額及び時価の総額又は評価額の総額をいう。）並びに当該有価証券が債券である場合にあっては、利率及び償還金額
	上記金額の評価方法
	上記金額がそれぞれ出資対象事業に係る資産の総額に占める割合
（出資対象事業が有価証券以外の資産に対する投資を行う事業である場合）当該資産に関する事項	資産の種類ごとの数量及び金額 太陽光発電設備 一式（1,012万円）
	上記金額の評価方法 一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、減価償却その他の処理を行うことにより評価します。
	上記金額がそれぞれ出資対象事業に係る資産の総額に占める割合 100%

（業府令第87条第1項第3号）

営業者及び運営者の財務状況又は財務情報

営業者の財務情報	該当なし（最初の計算期間が経過していないため）
運営者の財務状況	資本金：1億円 純資産：9,022万円 売上高：2億2,813万円

（電子募集規則第24条）

運用財産相互間取引の有無

業府令第129条第1項第3号又は第4号に掲げる運用財産相互間取引を行う予定はありません。
（業府令第87条第1項第4号）

分別管理に関する事項

出資対象事業に係る金銭の管理の方法の区分に応じた当該管理の方法に関する事項		
□ 他の金融商品取引業者等への預託	預託先の商号又は名称	—
	預託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	—
	預託の名義	—
	預託の口座番号その他の当該預	—

	託を特定するために必要な事項	
<input checked="" type="checkbox"/> 銀行等の金融機関への預貯金	預金又は貯金の口座のある銀行等の商号又は名称	GMO あおぞらネット銀行
	預金又は貯金の口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	第二法人営業部
	預金又は貯金の名義	合同会社 RECF 電子募集 1 号 出資金専用管理口座
	預金又は貯金の口座番号その他の当該預金又は貯金を特定するために必要な事項	口 座：普通 1870150 口座名義：合同会社 RECF 電子募集 1 号 出資金専用管理口座
<input type="checkbox"/> 信託銀行等への金銭信託 (元本補てんの契約のあるもの)	金銭信託の受託者の商号又は名称	—
	金銭信託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	—
	金銭信託の名義	—
	金銭信託の口座番号その他の当該金銭信託を特定するために必要な事項	—
<input type="checkbox"/> 暗号資産交換業者への管理の委託	委託先の商号又は名称	—
	管理の委託に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	—
	管理の委託の名義	—
	管理の委託の口座番号その他の当該管理の委託を特定するために必要な事項	—
法第 40 条の 3 に規定する管理の実施状況及び当該金融商品取引業者等が当該実施状況の確認を行った方法		当社は本営業者より 2025 年 12 月 26 日に上記記載の銀行口座の預金残高照会結果書の提示を受け、分別管理のための銀行口座が開設されていることを確認しました。

(業府令第 92 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号、電子募集規則第 24 条)

出資対象事業に係る資金の流れに関する事項

事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の使途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各使途への配分に係る方針	本営業者は、本出資契約に基づいて出資を受けた出資金その他の出資対象事業に係る金銭を、太陽光発電事業の運営のために使用します。具体的には、これらの金銭を、太陽光発電設備の建設資金、太陽光発電設備を設置する土地の利用権を取得するための費用、金融機関からの借入れに関する費用その他太陽光発電事業に必要となる一切の費用に使用します。 これらの金銭の配分方法については、本営業者が、本出資契約の定めに従い、本運営者の助言を受けながら、自己の権限と裁量に基づいて決定します。
出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割	匿名組合出資金管理口座 金融機関：GMO あおぞらネット銀行第二法人営業部 口 座：普通 1870150

	口座名義：合同会社 RECF 電子募集 1 号 出資金専用管理口座
(業府令第 92 条の 2 第 1 項第 4 号)	

外部監査に関する事項

外部監査の有無	なし
外部監査を受ける場合には、当該外部監査を行う者の氏名又は名称	—

(業府令第 92 条の 2 第 1 項第 5 号)

当社と営業者及び運営者との利害関係の状況

当社は、営業者から本出資持分の私募の取扱の委託を受けている関係にあります。太陽光発電所システム一式を建設するため、営業者は、つなぎ資金として運営者である当社から借入を行っています。借入金は、他の太陽光発電所の建設資金と併せて総額で 40,000,000 円、貸付金利は 3.00%、2025 年 4 月 2 日に実行されています。

(電子募集規則第 5 条)

当社の審査により判明した具体的リスク及び注意事項等

該当ありません。

(電子募集規則第 5 条)

その他の重要な事項

該当ありません。

【別紙】

十和田八斗沢太陽光発電所 事業計画書

出資対象の発電所概要

本ファンドが投資する太陽光発電所は、日照条件が比較的良好で発電効率の高い場所に設置されています。発電所の立地選定では、年間日照時間、周辺環境、送電線までの距離、土地の安定性などを総合的に評価し、長期にわたって安定した発電が期待できる場所を厳選しています。

設備には信頼性の高い国内外メーカーの太陽光パネルやパワーコンディショナーを採用し、専門業者による定期メンテナンスと 24 時間 365 日の遠隔監視体制により、安全かつ確実な運営を行います。万が一の設備故障や自然災害（一部の故障・災害除く）にも、火災保険や施設賠償責任保険で備えており、リスク管理を徹底しています。

基本情報

- ・発電所名称：十和田八斗沢低圧太陽光発電所
- ・所在地：青森県十和田市大字八斗沢（日照条件良好な地域）
- ・発電能力：49.5kW（交流・AC）/84.0kW（直流・DC）
- ・太陽光パネル：Trina Solar 社製 高効率単結晶シリコン型 120 枚
- ・パワーコンディショナー：HUAWEI 社製 高効率型 10 台
- ・運転開始日：2025 年 4 月 1 日

発電実績と収益の見通し

過去の発電実績を見ると、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の日射量予測から年間 10 万 kWh の想定発電量を見込んでおります。

初年度は 2026 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 10 か月となり、約 90 万円の売電収入を見込みます。販売管理費は約 53 万円で、定期メンテナンス費用、火災保険・賠償責任保険料、土地賃借料及び設備資産税、草刈りなどの敷地管理費などです。これらの経費を売電収入から差し引いた営業利益を約 37 万円と見込んでいます。発電量から予想される売却金額を 1,120 万円、売却益を 108 万円と見込み、アセットマネジャーに支払う運営関係の費用 70 万円を差し引くと、最終損益を約 75 万円と見込んでいます。この利益を優先出資者と劣後出資者に分配する予定です。

メンテナンス・管理体制

発電所の安定稼働を維持するため、以下の管理体制を整えています。定期点検は年 1 回、専門技術者が現地を訪問し、パネルの汚れや破損、配線の異常、パワーコンディショナーの動作確認などを実施します。遠隔監視システムにより 24 時間 365 日、発電量や機器の稼働状況をリアルタイムで監視しており、異常を検知した場合は自動でアラートが発報されます。除草も年 2 回実施いたします。

緊急対応体制も整備されており、異常検知時には専門業者が現地に駆けつけ、原因調査と応急処置を行います。また、火災保険（発電設備および付帯設備を対象）と施設賠償責任保険（第三者への損害賠償に対応）に加入しており、万が一の事故や災害（一部の事故・災害除く）にも備えています。

予想事業収益		2026年3月～12月
A 売上高		899,000
O&M コスト		118,000
会計・税務事務コスト		170,000
損害保険料		40,000
地代		55,000
固定資産税（設備）		135,000
事業税		14,000
B 経費合計		532,000
C 経常損益（A-B）		367,000
D 物件購入金額		10,118,000
E 売却見込金額		11,200,000
F 売却損益見込（E-D）		1,082,000
私募取扱手数料		100,000
アセットマネジメント報酬		100,000
システム使用料		500,000
G 運営関係費用		700,000
H 分配可能利益（C+F-G）		749,000
優先出資者分配金		188,000
劣後出資者分配金		561,000

※私募取扱手数料は優先・劣後出資の合算値です。